

求人・求職者のみなさまへ

株式会社 O.S.C サービス

当社は、厚生労働大臣に届出を行っている職業紹介事業者（許可番号：14-ユ-301775）です。
職業安定法第 32 条の 13、職業安定法施行規則第 24 条の 5 に則り、以下の項目を明示しますので内容をご確認ください。

●取り扱うべき職種の範囲その他業務の範囲：全職種

当時業所の取扱得意業務は、1.埋蔵文化財発掘調査に関する事業 2.土木及び建設工事の設計、施工、監理に関する事業 3.人材派遣業 4.イベントの企画、運営に関する事業 5.物品販売業 です。

取扱地域は、国内です。

以下に該当する求人者からの学校卒業見込者等であることを条件とした求人は取り扱いません。

○若者雇用推進法第 11 条によって、公共職業安定所が求人不受理とすることができる求人者に該当する旨の自己申告があった求人者。

●手数料に関する事項 成功報酬

（期間の定めのない雇用契約の紹介の場合）当該求職者の就業後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書に記載されている金額）の 30%（または 100 万）

（期間の定めがある雇用契約の紹介の場合）当該求職者の就業後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書に記載されている金額）の 30%（または 80 万円）

手数料負担は求人者とします。

●個人情報の取扱いに関する事項

個人情報の取扱者は、職業紹介責任者です。

取扱者は、個人の情報に関して当該情報の本人から情報の開示の請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や業務経験等客観的事項に基づく情報の開示を遅延なく行います。さらに、これに基づき訂正の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅延なく訂正を行います。

●苦情処理に関する事項

苦情処理の責任者は、職業紹介責任者です。

苦情の申出があった場合は、職業安定機関及び他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、迅速かつ適切に処理します。お問合せ先 045-846-2332

●返戻金に関する事項

派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合、返戻金制度は適用しません。

その他、ご不明な点がございましたらお問合せください。お問合せ先 045-846-2332